



**スマート区役所の推進！
区役所・支所にお越しの際は
マイナンバーカードをお持ちください。**

区役所・支所への行政キオスク端末（証明書発行端末）の設置、 庁舎案内表示システムの導入、スマート申請の拡充

京都市では、新たな社会“Society5.0”を見据えたスマートな区役所の実現に向け、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を念頭にデジタルデバイド（※）に配慮しつつ、市民サービスの向上と区役所業務のデジタル化に向けた取組を進めています。

令和6年10月から各区役所・支所等において、以下の取組を開始します。

（※）インターネット等の情報通信技術（ICT）を利用できる方と利用できない方との情報格差

1 行政キオスク端末（証明書発行端末）の設置

機器操作等への不安から、来庁により証明書発行を選択される方が相当数存在することから、各区役所・支所に行政キオスク端末（以下「端末」といいます。）を設置し、案内員による操作方法等の支援をいたします。

本端末の利用により、窓口よりも100円～200円お得に証明書が取得できます。

端末の利用に当たっては、マイナンバーカードと暗証番号（4桁）が必要ですので、区役所・支所に来庁の際はマイナンバーカードをお持ちください。

(1) 利用開始日

令和6年10月1日（火）

(2) 利用できる方

マイナンバーカードをお持ちで、京都市に住民登録されている方

(3) 取得可能な証明書等

取得できる証明書	住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、所得証明書、課税証明書（全項目）、戸籍全部・個人事項証明書、戸籍の附票の写し
利用できる時間	月～金 9時～17時 （休日・祝日、年末年始を除く。）
証明書の手数料	1通250円

※ 最新の証明書のみ。住民票の除票や除籍謄本・抄本、改製原戸籍、改製原附票、古い年度の所得証明書や課税証明書（全項目）は発行できません。

※ 京都市外に本籍がある方の戸籍全部・個人事項証明書、戸籍の附票の写しは発行できません。

(4) 利用方法

端末にマイナンバーカードをかざし、画面の指示に従って暗証番号を入

力するなど、申請から支払、証明書取得まで、簡単な操作で御利用いただけます。

(5) コピー機能

端末ではコピー機能も利用可能です。

種別	料金単価
モノクロ	20円
カラー（A3以外）	70円
カラー（A3）	100円

(6) その他

コンビニエンスストアのマルチコピー機でも、端末と同様の操作方法で証明書を取得することができます。詳しくは京都市情報館のコンビニ交付サービスのページを御覧ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000252711.html>



2 庁舎案内表示システムの導入

各区役所・支所に、「区役所に来たけど、どこの窓口で手続きをしたらいいかわからない…」といった際に簡単な操作でスムーズに目的の窓口へ御案内するシステムを導入します。

(1) 利用開始日

令和6年10月15日（火）

(2) 利用方法

- ・ 庁舎の入り口付近にタッチパネル式の大型モニターを設置
- ・ モニター上で来庁目的（住所変更など）等を選択すると、担当窓口とその位置等が表示
- ・ 日本語、英語、中国語（繁体・簡体）、韓国語の表示切替が可能

(3) イメージ



3 スマート申請の拡充

マイナンバーカードを用いてスマートフォンから住民票の写しや印鑑登録

証明書を申請できるサービス「スマート申請」について、取得可能な証明書を拡充します。

(1) 拡充日

令和6年10月1日（火）

(2) 利用可能な証明書

- ・ 住民票の写し
- ・ 印鑑登録証明書
- ・ 住民票記載事項証明書
- ・ 戸籍全部・個人事項証明書
- ・ 戸籍の附票の写し
- ・ 身分証明書（※）

今回、拡充！

（※）禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない、後見の登記の通知を受けていない、破産宣告の通知を受けていない、破産手続開始の決定が確定した旨の通知を受けていないことを証明するもの

【参考】京都市情報館のスマート申請のページ

<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000280936.html>

